

《書 評》

杉本陽奈子『古代ギリシアと商業ネットワーク』

京都大学学術出版会、2023、338 頁

高 畠 純 夫

古代ギリシア史の若手研究者杉本陽奈子さんの初めての研究書。構成は以下の通り。

序章 研究史と問題の所在

第1部 アテナイ社会と商業従事者の関係——「アウトサイダー」説再考

第1章 商業従事者への特権付与と法的身分

第2章 銀行経営とアテナイ社会——銀行家ネットワークの性質と機能

第3章 職業イメージと商業活動

第1部総括

第2部 海上交易を支えた諸制度の運用実態

第4章 海上交易活動に関する顕彰決議

第5章 商業裁判の運用と証言

補論 商業裁判と奴隷の情報提供

第6章 穀物輸送関連法の運用実態

第7章 東地中海域の国際関係と商戦拿捕

第2部総括

終章 総括と展望

序章で商業史研究の歴史を振り返った上、問題の所在を明らかにする。著者によれば、前4世紀のアテナイについて商業が社会と深く結びついていたとの見解が最近主流となりつつあるが、その際見られる研究上の欠陥は商業活動の担い手側の視点が考慮されていないことだという。そのため、それを含めた考察を行って、前4世紀のアテナイを中心とする商業活動を支えていたメカニズムを明らかにすることが本書の最終目標だという。以下、各論文を簡単に紹介しつつその折に感ずる疑問を述べ、最後に本書全体に言えることを考えたい。

第1章「商業従事者への特権付与と法的身分」は、商業従事者への特権付与にどのようなものがあつたかを顕彰碑文をもとに分析し、そこから商業に対するアテナイ人の態度を探ろうとするものである。得られた結論は次のとおり：(1)市民権賦与の事例は銀行家のみ、海上

交易商人には見られない、(2)交易関連奉仕が理由の場合、従軍・エイスフォラ特権とエンクテシス付与の事例はあるが、イソテレイアの例はない、(3)軍事的貢献の理由があるときのみにイソテレイアの付与があり、その授与者は一般の外人と違ってより市民に近い立場の者と認識された。以上から、「イソテレイア付与には軍事的貢献が必要で経済的貢献のみではその基準に達しない。それゆえ、海上交易商人にはイソテレイアは与えられなかったのであり、軍事的貢献を重視する価値観は海上交易商人の重要性が高まっても崩れなかったと言える。しかし、銀行家の場合アテナイに長期的に滞在して在留外国人に課されたさまざまな義務を果たしていたことが、海上交易商人と違って市民権賦与にいたった理由と考えられる」という結論が引き出される。本書の目的であった交易商人側からの視点が現れていないことは気になり、またいくつかわかりにくい点はあるが、全体を通して説得的で、出された結論も妥当なものと思われる。

第2章「銀行経営とアテナイ社会——銀行家ネットワークの性質と機能」は銀行家とアテナイ社会とのかかわりを追求しようとしたもので、銀行家の人的紐帯に焦点を当てている。主として法的弁論より知られる銀行家の人間関係48例を網羅分析し、それが銀行経営の枠を越えて市民生活の内部に深く食い込んでいることを示す。その意味で銀行家は「アウトサイダー」ではないとし、そうした市民との深い関係の見られない海上交易商人とは違う存在とする。法廷弁論を読み込み、そこから銀行家の行動パターンを推測しようとする著者の労を多とするが、その推測の過程を細かく見てみれば、結局その根拠となっているのはパシオンとフォルミオンという二人の銀行家でしかない。著者もそのことはよくわかっていて、「銀行家の人的紐帯に注目するならば、パシオン以外の銀行たちについての情報も含めた分析が可能となる」として探究を始めているが、結果は——細かな数字的根拠は省略するが——さして変わらないように見える。それを銀行家一般のことと普遍化できるのか危惧を感ずるし、また、著者の問題設定から見れば重要なのは、銀行家とされる者たちのマインド・セットなのではなかろうか。ポリスを越えて利益を追求しようとするかどうかアウトサイダーかどうかを決めるだろう。そうした分析のないままでは本章の結論に重みはなかろう。

第3章「職業イメージと商業活動」は、商業に対する職業イメージが商業活動にどのような影響をもたらしたかを主として法廷弁論を史料として明らかにしようとしたものである。結論として、商工業への蔑視が経済活動を妨げるような証拠は確認されず、むしろ銀行家に関しては信用に値するという肯定的評価が、海上交易商人については穀物供給の担い手としてポリスに貢献する存在とのイメージが、打ち出される傾向にあるといったことが引き出されている。しかしながら、前4世紀のアテナイにおいて商業はどのような地位を占めていたと考えるべきなのであろうか。そのイメージによって活動が妨げられたり促進されたりするような存在だったのだろうか。前4世紀のアテナイは、コリントス戦争から始まって、スパルタやテバイの動向を注視しそれに応じて戦争を含めてさまざまな外交活動を展開した。また穀物輸入の安全性を保ってアテナイを飢えさせないことも政治家にとっては重要なこと

であった。そのためには金が必要であり、銀行家のイメージがどうであろうと金がある限り彼らに頼らざるを得なかったし、海上交易商人のイメージがどうであれ、穀物輸入を確保しなければならなかっただろう。職業イメージを探究することが前4世紀のアテナイの歴史解明に資するところは限られているように思われる。

以上が第1部で、著者の考えによればここでは「商業従事者たちがポリス社会から切り離されていたために商業活動の発展が妨げられたとする「アウトサイダー」説を再検討した」ということになる。しかし、「アウトサイダー」説とはこうした因果関係を主張する説だろうか？「アウトサイダー」説については、著者はFinleyの主張を紹介する形で、「商業は非市民や一部の貧しい市民といったポリス社会の「アウトサイダー」に委ねられており、国家が関心を向けることはほとんどなかった・・・、これが古代経済の発達に妨げられた要因であるとみなした」（傍線部評者）と述べている。要するに、この説とされるものは商業従事者はポリス社会の「アウトサイダー」が多いという現象をいうのであって、因果関係を説くわけではない。むしろここで重要なのは傍線部であって、国家が関心を向けることがない現れがこの現象と解釈すべきであろう。とすれば、第1章で示したのは、軍事的貢献というポリス側の価値を重視し、銀行家以外は商人を市民に取り入れようとせず、海外交易商人は銀行家の仲介以外に内部に入れようとしなかったということだから、むしろ「アウトサイダー」説の根幹を確認しているのではないか。第2章では主に銀行家についてポリス社会から切り離されておらず、社会内部に食い込んでいると主張しているが、そこから国家が銀行家の活動について関心を向けているという事実を示さなければ批判は完成しないであろう。第3章では、海上交易商人はアウトサイダー的存在であったが、それに対する職業イメージは商業活動を妨げることはない」と主張しているが、たとえばこの職業イメージが市民・非市民の区別を乗り越えこの職業を重視させることとなった——つまり、経済を重視する態度を作り出した——といったことを示さなければ批判は成り立たないだろう。

第2部に入って第4章「海上交易活動に関する顕彰決議」はアテナイの顕彰制度と海上交易商人とのかかわりについて、商人同士がどのような関係を築いていたのかを見ようとする。第2節では、海上交易商人たちの人的紐帯とはいかなるものであったかを見ようと、海上貸付契約の際の詳細がわかる史料計四つから実態を引き出している。これは著者の史料の扱いの問題を越えて古代史における史料の扱い一般ともかかわる重要な問題を提起するから、やや細かく見ておきたい。しかし、字数の関係もあるので掲げる史料は二つとし、若干の修正と追加をしてわかりやすくしておく。

史料A:「というのも、・・・私自身はこの人々と全く知り合いではありませんでした。しかし、かのスフェッス区のディオファントス（\*著名な政治家）の息子トラシュメデスとその兄弟メランボスが私の友人で、われわれは互いに非常に親密な関係にあります χρώμεθα

ἀλλήλοις ὡς οἶον τε μάλιστα。彼らはラクリトス（＊この裁判の相手方、イソクラテスの弟子で弁論家）と知り合って、彼を連れて私のところにやって来て、彼の兄弟アルテモンとアポドロスがポントスに行って商売するための金を貸してくれと私に頼んだのです。…私は、トラシュメデス兄弟に説得され、ラクリトスが自分の兄弟はかならず正義をなすと請け合ったので、わがクセノスたるあるカリュストス人と一緒に 30 ドラクマを貸したのです。（Dem. XXXV 6-8: 註を追加し訳は若干改変）

史料 B: 「ペイライエウスに、悪い人間たちが集まった徒党がありました。・・ゼノテミスがここに船が戻ってこないようにしているとき、我々は協議に基づいて彼らの中から一人の知り合いを使用者としたのです πρεσβευτήν ἐκ βουλῆς τινα λαμβάνομεν γνώριμον οὕτως, ὃ τι δ' ἦν οὐκ εἰδότες, ἀτύχημα οὐδὲν ἔλαττον, εἰ οἶόν τ' εἰπεῖν, ἀτυχήσαντες ἢ τὸ ἐξ ἀρχῆς πονηροῖς ἄνθρωποις συμμεῖξαι（われわれは使用者として協議の末ある者を得るのですが、その者の本性を知らず、最初から悪党の一味となるひどい不運に遭遇したとでも言うべきほどの知り合いでした）」（Dem. XXXII 10-11: 下線部を訳し直した上、訳し残している部分を追加）

さて、著者は史料 A からは「海上貸付を行う対象を人的紐帯に基づいて判断している」ことを読み取り、史料 B からは「貸し手が貸付に伴うリスクを考慮し、確実に返済されるよう自身の人脈を駆使していた様子」を読み取る。そして「以上の分析結果からは、契約締結や借金の返済といった海上貸付制度の根幹部分をなすプロセスが、商人間の人的紐帯によって支えられていたことが浮かび上がった。このことは、円滑な交易活動を担保していたのが海上交易商人たちの私的な協力関係であったことを意味している」とする（以上、147-149 頁）。

以上の事例に人的紐帯がかかわっていたことは確かである。しかし、これらの史料は人的紐帯の重要性を示してはいない。A はディオファントスの息子たちと自分が親しいことをアピールし、彼らの仲介であるから自分がラクリトスの兄弟を信じたことをほのめかす、さらに相手側にラクリトスという口達者な者がいたことも示している。人的紐帯というより、関係する人物がどのような人物であるかを重視して自己の行動を弁護している。B はすでにゼノテミスの悪業がみえてきた中で窮余の策として、よく知っているのではない人物に頼まざるを得なかったことを説明している。むしろ人脈が駆使できなかったことを示していると言えよう。ここに人的紐帯の重要性を読み取るとすれば、それを念頭に史料を読み込んだからであろう。これは史料の限られる古代史には仕方のないことかもしれないが、それだからこそ史料の限界を厳格に考えることが必要であろう。また、海上交易商人たちの私的な協力関係が他の商人たちと軋轢を生むこともまたデモステネスのいくつかの弁論は示しているのではないか。「円滑な交易活動を担保」していることも言うことが出来ない。そもそも、商売に人的紐帯が大きな役割を果たすことは、史料的操作がなくとも、ほぼ当然のこととして言えるであろう。むしろそうしたことを最初から前に押し出して、どのように人的紐帯がで

き、どのような人的紐帯がどういった役割を果たすのかを追求する方が生産的なように思われる。

本章ではさらに進んで、交易関連奉仕に対する顕彰事例を碑文をもとに検討している。そして、顕彰の際にポリスに報告する者が存在することを見出し、そこに海上交易商人と保護する者、あるいは海上交易商人同士の間での結びつきの証拠を見出す。海上交易商人たちの人的紐帯は顕彰決議の運用面とも深く関わり、顕彰対象の選定の上で重要な情報源となったと考える。そして、「穀物供給対策としてのアテナイの顕彰制度は、海上交易商人の人的紐帯を形成・強化すると同時に、これを利用する形で運用されていたのである」との結論を引き出している。使われる碑文史料を仔細に眺めれば、史料操作に若干の不安を感じないこともないが、おおむねこの結論には賛同できる。顕彰決議に人間関係の反映を読み取り、そこから海上交易商人の人的紐帯を引き出そうとしたアイディアもユニークで、著者の大きな功績をここには見ることが出来る。

第5章「商業裁判の運用と証言」は、商業裁判における証言に注目し、証人は非市民であることが多いが、証言の信憑性はどのように担保されるかを追求している。商業裁判の例を調べ、証人が必要になることも多いことを確認し、その証人は非市民であることが多いが、証人となる船主や船の重役は他の商人の目もあって嘘の証言をなすづらい環境があったと論ずる。そして、「通常の私訴では親戚・友人・隣人を中心とする市民間の関係や偽証罪といった社会的要因が果たしていたような役割を、商業裁判に関する訴訟では、商業ネットワークが代替していた」(193頁)と結論する。この結論自体はわかりやすく再検討を要しようが、全体としては論の運びも素直で史料の解釈もわかりやすく面白く読むことが出来る。しかし、議論の根本のところで違和感を感じざるを得ない。

通常の私訴であれ商業裁判であれ、証言で気にかけるべきは相手側の反応ではなかろうか。相手側に容易に反論されるならたとえそれが真実であってもその証言に価値はなく、たとえそれが嘘であっても相手側が反論できないように作られていれば価値あるものであるに違いない。本章では「証言の信憑性」に拘泥しそれを担保するものを探そうとするが、それを担保するのは制度ではなく、個々の事例に応じた当事者の論の組み立てであろう。偽証罪があるから真実を言うのではなく、偽証罪があるからそれを利用されないように論を作るのであって、それは通常の私訴であれ商業裁判であれ変わらない。商業裁判の証人にも偽証罪のリスクはあったはずであり、非市民であれ今後アテナイと関係しようとする限りそれは恐れなければならないことであった。商業と関わる者であれば、その際重要なのは、著者の言うように、「商業ネットワーク」に基づく他者の目であったかも知れないが、しかし、それが真実を言うよう作用するとは思えない。他の商人が気にするのは、証人となった者が関係した当事者についてどのような証言をするか、当事者を守ろうとするか突き放そうとするかであろう。こうした認識からすれば、「証言の信憑性」にこだわろうとする本論文に根本のところで共感することが出来ない。

第6章「穀物輸送関連法の運用実態」は、アテナイ以外の場所への穀物輸送およびそれに対する融資を市民と在留外国人に禁じた法を「穀物輸送関連法」と呼び、その運用実態を探っている。この法への違反は別の案件での裁判でも格好の非難の対象となったため、法の対象者以外にも効果を持ったこと、また借り手が勝手に他ボリスに輸送した場合には貸し手にもリスクが生ずるため、両者の身分にかかわらず一定の抑止効果を持ったことを論ずる。行論は素直で結論にも疑義を感じない。穀物輸送関連法というものが存在するときに、それがまったく効果を持たないとは考え難いが、それがどのようにして効果を持つかを具体的に想像してみせたことに大きな意義があろう。可能性の議論に過ぎず、ボリス・アテナイが全体としてこのことにどう向き合ったのかなどまだ論ずべきことは残るが、これはこれでまともまっていると言えよう。

第7章「東地中海域の国際関係と商船拿捕」は、前4世紀の商船拿捕と商業活動との関係を探究している。結論としては、拿捕の正当性を保証するのは外交上の友好関係であるが、たとえ正当性があるとしても拿捕が無制限に行われるものではなかったとする。その背景には、海上交易商人たちが情報や商船を共有していたために拿捕を行いつらいような状況が生まれていたことがあったと考える。要するに、海上交易商人の協力関係が拿捕の横行を抑制していたとするのである。これに対しては、以下のような素朴な疑問が浮かぶ。

(1) 商人たちが互いに敵対関係やライバル関係にあって、互いに陥れようとする可能性を考えなくとも好いのか？ その場合、商人間の関係は拿捕を促進する力となろう。また、商人たちの関係は母国の外交関係とどのように関連すると考えればよいのか？

(2) 商船を拿捕するためには、船足の速い軍船ないし軍船に近い船を用意し、ターゲットを絞って海上を追跡した上で捕捉し、相手側を納得させた上で拿捕側の安心のできる所まで曳航するのだろう。そしてそれを海賊行為ではないとの言い訳を掲げて実行する場合、どれくらいの見返りがあると考えれば好いのか？ 積み荷を押さえて何とか売却し、船員をそれぞれに見合った仕方では処分するのはかなりの労力ではなかろうか——それならば、多少の金をもらってそれで良しとする方が楽だろう——。緊急の食糧危機、ないし緊急の資金調達が必要以外にそれが現れないのはむしろ当然ではなかろうか。敵対している場合、敵地を攻略するようにその船を襲撃するだろうが、乗っているのが敵国の人間だけとは限らないとすれば、あとの処理が大変で、それを考えれば二の足を踏むことになる——それならば軍船と戦った方が後腐れが無かろう——。これが商船拿捕が現実にはあまり行われなかった理由ではなかろうか。

著者によれば、海上交易商人は国際情勢に関する最新の情報を有する存在で、互いに情報を共有し、そのため拿捕のリスクの高い航路を避けることが出来たという。確かにそうした面もあったろうが、(1) のようなこともられるし、そもそも拿捕する方も帆走する商船をつかまえるのは大変だから、帆をたたむかあげる前の港の出入口あたりで待ち構えて拿捕するのではなかろうか。商人間の航路情報もあまり役に立たないのではないか。著者の議論を素

直に受け入れることが出来なかった。

以上が第2部で、著者の心づもりによれば「前四世紀アテナイをとりまく海上交易活動を支えた諸制度について検討してきた」ということになる。しかし、検討してきた顕彰制度、司法制度は海上交易活動を支えるのを第一義の目的とする制度ではなかろう。それだから、「海上交易商人たちに・・不都合な部分」があったのであろう。そうした制度が海上交易商人たちにも適用されたとすれば、それは彼らの方がこの制度を受け入れ、むしろ利用しようとしたからだろう。そうとすれば、アテナイは依然として「海上交易商人をアウトサイダーとして受け入れようとしなかった」という評価の方が妥当ではないか。それにもかかわらず、海上交易商人の方はアテナイの内部に入り込んで行った（行かざるを得なかった）と解釈する方が妥当のように思われる。

以上、各章を感想・疑問とともに見てきた。本書が、前4世紀アテナイにおける商業活動をさまざまな面から解明しようとした貴重な書であることは間違いない。古典史料が少ない中、碑文史料も活用して果敢に問題に切り込んでいる。その意味で新しい地平を切り開いたパイオニアの書と評価できよう。その際、著者が目指したのは商業活動の担い手側の視点を取り込むことだという。実際、各所で銀行家や海上交易商人の心象が想像され、議論を支えている。その際、著者の考える銀行家は、信用を重んじて他者を配慮行動し市民の中にも人的紐帯を広げている存在であり、交易商人は互いに情報を交換したり国の顕彰のための証人になるなど協力関係を築き上げている存在である。ある程度の史料的裏付けを持って、そうした像を打ち出して議論したことに本書の第一の価値はあろう。しかし、その議論に諸手を挙げて賛成できないことはこれまで細かく見てきたとおりである。今後、その像を磨き上げ独自の高みに上ることに本書評が役立つことを願っている。